

平成 28 年 7 月吉日

施設長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 木平 健治

## 医薬品安全管理責任者等講習会（基礎編）への参加依頼について

平成 19 年 4 月の改正医療法施行により、医薬品使用時の安全管理体制充実を目的に、すべての医療機関に「医薬品安全管理責任者」の設置が義務づけられました。医薬品安全管理責任者に対しては、医療安全管理者のよう、診療報酬上の評価はなく、また講習の義務づけ等もありません。しかしながら、医薬品安全管理責任者の医療機関において果たすべき役割は極めて重く、本年 6 月に施行された、医療法施行規則の一部を改正する省令では、特定機能病院等において、医薬品安全管理責任者を含む医療安全の体制について新たな規定が設けられました。

本会では、平成 19 年の法改正以来、毎年「医薬品安全管理責任者」の責務を果たす上で必要とされる最新の知識を得ることができるよう講習会を開催しております。また、次世代の医薬品安全管理責任者を育てることも可能ならしめるため、講習会のタイトルを医薬品安全管理責任者等講習会として参りました。

例年開催しております医薬品安全管理責任者等講習会は、今年度も昨年度同様、札幌、仙台、富山、東京（2 回）、名古屋、大阪（2 回）、岡山、福岡で開催致しますが、会員等から、医薬品安全管理責任者も世代交代が発生していることから、現在行われているそれぞれの年に合わせた話題を扱う通常の講習会とは別に、新たに医薬品安全管理責任者になって間がない者や医薬品安全管理責任者に将来なる者を対象とした、医薬品安全管理責任者が備えるべき基礎的知識や心得について講習会を開催してほしいとの声が多数寄せられました。

これらの要望にお応えすべく、今回、大阪と東京において、「日本病院薬剤師会医薬品安全管理責任者等講習会（基礎編）」を開催することと致しました。

貴施設において、医薬品安全管理責任者になって間がない方、あるいは今後医薬品安全管理責任者になることが想定されている方等がいらっしゃいましたら、本講習会への参加について、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。